

市では、これまで、行政の活動範囲を明確化し、公共サービスの最適な担い手の見直しを進めてきた「相模原市民間活力の活用に関する指針」の内容を継承しつつ、「相模原市PPP（公民連携）活用指針」を策定しました。

本指針は、行財政運営を取り巻く環境が依然厳しい状況が続く中で、将来にわたり良質な公共サービスを提供していくため、公共サービスの在り方を見直すとともに、連携手法にも枠組を広げ、更なる民間等の専門知識や経営資源の活用を推進していくものです。

## 1 民間活用等の経過

- 平成7年度に「相模原市行政改革大綱」を策定
- 平成14年に「新相模原市行政改革大綱」へ改訂  
行政と市民・民間の「責任領域」の明確化を図り、行政サービスの在り方を見直して、戸籍等窓口業務などの委託化の推進
- 平成19年度に「相模原市民間活力の活用に関する指針」を策定  
行政の活動範囲を明確化し、公共サービスの最適な担い手の見直しを推進

## 2 活用指針の概要

### (1) PPP活用指針の基本方針

- 方針1：新たな発想によるPPP活用
- 方針2：適切なPPP手法の選択と評価
- 方針3：積極的なPPP活用に向けた職員の意識改革

### (2) PPP活用の範囲と手法選択

- 「必要性」、「公共性」、「民間の市場原理」の視点でPPP活用の範囲を明確化
- 想定される効果を評価し、PPP手法を選択

### (3) PPP手法の解説

- 公共サービス型（PFI、指定管理者制度、民間委託、労働者派遣）
- 規制緩和・支援型（特区制度、市民協働、広域連携）
- 公有財産活用型（ネーミングライツ、市有財産の貸付）

### (4) PPP活用の更なる推進

- PFIの推進（ガイドラインの策定）
- 提案型公共サービス民間活用モデル事業の実施

### (5) 事業実施手法選択に対する評価

- PPP手法の見直し、事業の改善を行なうPDCAサイクルによる評価の実施